

# 豊日別宮古文書と古代豊国の キングメーカーの研究（1）

橋 本 昭 雄

## はじめに

「皆見」は、福岡県京都郡みやこ町（〒824 0102）に現存する地名である。そして、当地では、「あざみ」と読まれているが、しかし、漢和辞書によれば、「皆」の読みは、「し」であり、「あざ」は載っていない、不思議な地名である。皆見と言う漢字が、初出するのは、豊日別宮古文書で、以下の記述がある〔1〕  
「豊日別宮或左留多比古社、沙伊和井宮、昔年左留多神、祓水立伊良和羅山、見溪水尋其流末指川名祓川、此川不深見其水上、以小流浅水名处浅見川、其日、東曙見河、以河號朝見川・皆見川。」

これによると、皆見川は、祓川のことであり、別名、浅見川とも朝見川ともいう。祓川は現存し、福岡県行橋市を流れる川である。「皆」を「あざ」と読む理由とその意味について研究した。

今回、豊日別宮で発見された古文書（豊日別古文書）の写しを入手したので、その古文書の調査・研究結果について報告する。

## 豊日別宮古文書の謎

豊日別宮古文書は、昭和47年（1972）に宝物殿を整理中に発見された。これには、欽明天皇（不詳 571、在位539 571）から花園天皇（1297 1384、在

位1308 1318)の時代までの出来事が記録されている。確認できる最も古い古文書の筆者は、最祖牟禰奈理連九代之嫡孫神官 神式部少輔 大伴宗茂となっており、その時期は、天慶第六年(943)癸卯九月吉日であることが確認できる。宝物殿が存在した豊日別宮幣大神宮の所在地は、福岡県行橋市大字草場村(現住所：行橋市南泉7丁目15 18)である。尚、筆者が入手した古文書は、中村天邨氏の文献[1]によった。

発見された豊日別宮古文書のリストは以下の通りである。

豊日別宮社記		巻1
同	天慶六年社記写	巻1 943年
社傳	四十四代元正帝～九十四代花園院迄	冊1 1318年迄
伝記	放生会の次第神鏡鑄造所諸建物 長光宝鏡鑄造次第	
	宇佐への神輿(宝鏡)陳列次第等	帖1
宇佐宮大祭会	長光伝記	一枚
採銅所神鏡鑄造所次第		一枚 1028年
長光伝記放生会行事官幣神輿陳列次第		冊1
勅使草場官幣宮駐在の際の諸建物見取図	豊日別大神月祭の次第	
		巻1
豊日別大神月祭の次第		巻2
放生会神幣神輿陳列次第		巻2
豊日別宮社務 神氏系図(応和三年迄)		巻1 963年迄分
其の後の系図 文政迄		帖1 1818～1830年迄
八幡宇佐宮御宣集		冊1
草場・徳政の若宮相渡状 宇佐宮より		一枚
小早川殿禁制下知状		一枚 1587年
外		
社家之事・社家の紛争・官幣大神縁起口上(藩宛) 社家論争・官幣豊日別宮		

## 実録序・追考豊日別宮実録

題豊日別宮実録(牛山)・神名御改口上覚、豊津行幸会次第、御鎮座記 末社記・諸神社祭・豊津総鎮守縁起

行幸会之連歌(帖)

本稿では、上記、豊日別宮社記、同天慶六年(943年)社記の写、欽明天皇(不詳 571、在位539 571)から花園天皇(1297 1384、在位1308 1318)の時代までの出来事を中心に報告する。古文書のB1~B24文頭には、豊日別宮の設立にかかわる縁起が書かれている。発見された古文書は、全体として、漢文の体裁をとっているが、特に、縁起の部分は万葉仮名との混用文である。

## 豊日別宮縁起、社伝

(B1) 豊日別宮、豊前国仲津郡、久沙波官幣太神、猿田彦サルタヒコ社者ハ、(B2) 豊蘆アシハラの国、開キ始メシ日、眺メ遐ハルカニ、神曰ク、国、収穫、晶サカエ、干支エト、幹(十干)既ニ分カレ、(B3) 而シテ、人王、三十代天皇欽明即位二年大歳、辛酉秋九月一八日に在りし、(B4) 神が老翁之相に化バケテ、而シテ現レルヤ、子、筑紫の豊日別太神神官、大伴連神牟禰奈理に託ツゲテ、「我は、これ、佐留多毘古サルタヒコの大神奈理ナリ、(B5) 大君を護マモルに文武官僚を置き、共に栄、四民ヒトヒト康クケキ時を長クシ、福を授ケシ、コレ五穀、良ク生エ、衆々ヒトヒトの病を直ス、倭国の神霊奈利ナリ。」(B6) 「汝、克ヨク、天を祭理リ、地尾ヲ祠マツル古戸コト久志ヒサシ、吾国乃為仁タメニ、跡尾ヲ之コレ広ク垂ツタエノコ須辺志ベシ」と告ツゲ畢オワリテ、而シテ、翁の姿見ず也。(B7) 十九日、空晴、風清、日和、地耀カガヤキ、人麗ウルワシ山川瑞メデタキ、色草木彩飾見者奇メズラシキ之也。(B8) 太神、白雲ニ乗、東郷、豊日別宮、影ヒカリ向ウトコロヘ、天降ル也。(B9) それ、猿田彦サルタヒコは、天照大神之分神也。因(ヨリテ) 之コレ豊日別太神本宮を以モツテサルタヒコを別宮と為(ナス)。(B10) 神官、牟禰奈里、喜ヨロコビ、教エ進ム。而シテ色幣青黄赤白黒を供ス也。(B11) 公、幸サイワイ社を建テルに草葉を

以ッテ社禱(社殿)ヲ供(ササ)グ為、神ヲを祀り、田を算(算)エ、毎年、大ニ祀ル矣カナ。【注0】(B12)神威、玄妙ニシテ之感シル昊天ノ輝、神靈之験シルシ、徹底に通ル也。

(B13)天皇欽明、西海靈神を第一に崇アガメヨと勅宣を降シ、奇メズラシク瑞メデタキ之コノ神、久沙波豊日別ノ太神オカミ、子牟禰奈里ヲ宗成ト号ナズケ、モッテ大祠官に補仁ス。(B14)天皇、常に草葉豊日別太神に被イテ曰ク、比戸ヒト久ルクニ与リアタエリ、(B15)我国ノ天津神国ノ西ノ宇美ト餘カヲ沙幾サキ久沙波ノ神、栄エルコトイク久シク、天ノ光ヒサシキ。(B16)牟禰奈里、祝拳ゲテ帝の穰ミノリ大禊オオモソギシテ曰ク、天皇在位万歳千穰、皇国 遐ハルカニ帝道昌(栄)エルカナ。(B17)帝祭ゴトシテ、而シテ曰ク、日朝ヒゴトに、この靈、広く西海を鎮護スル、草場両太神也。(B18)豊日別宮或アルイハ左留多比古社、沙伊和井サイワイ宮 昔年ムカシ左留多サルタの神、水を被ハライキヨメテ伊良和羅山に立ち、溪水を見て其流末を指して尋ね、川を被川と名付ケ、此ノ川其ノ水上深カラス、小流浅水を以ッテ浅見川と名付けた処、その日、東に曙を河に見ゆ。以ッテ朝見川アサミカワ、皆見川アザミカワと名付ク。【注0】(B19)連々流サザナミ 長源ミナモトに達し、神、万歳山此処ニ遊ブカナ。亦東西ニ当タリ山アリ玉芙蓉の如ク、神行ク処(B20)金銀、黄葉コウヨウ、琉璃ルリ、瑠メノウ、璣(玉)、琺(佩玉オビギョク)、瑚璉(コレン:供エル器)、瑜(ユ:美しい玉の名前)、珠玉 玻璃ガラス、圭璧(祭礼に用いる飾り玉)、玳瑁(加工してない玉石の環)、璠璵(ハンヨ:魯の国の宝玉)、瑤(ヨウ:美しい玉の名前)等の宝貨(タカラ)は、凡オヨソ五色彩を呈す也。太神の神宝山是也。【注1】(B21)大いなる田、其の境あり。龍オオタテ、稌モチイネ、穞(稲穂)【注2】、禾(稲)秧梁(稲束掛け竿)、稂(雑草)、穞稻【注3】フントウ、稗ヒエ、これ太神の領、盛に栄え、草場に以モッテ焉ココニ永ナガク止マル也。(B22)国人タミ、撃奠ササゲマツリ、春夏秋冬之祭を祠マツルコト、天地合気ゴウキ天下・国を衛ル之コレ守護スル神也(B24)鞞ツツミ打チテ考(ナラス) 鐘火祭を奠(マツル)神官、伶人(楽人)巖オゴソカニ焉ココニ行ウ。(B25)天皇二十八年(566年)丁亥ヒノトイ郡国洪水飢饉、諸人男女老若、相食クラウ之国の災ワザワイ、六十余劫統テ一也(B26)豊日別太神

に祈り、而して治オサム矣。天皇歡感して、宮殿造立タテル。神殿葺盖カヤブキとし、宮居は、天照大神宮に準ス也。(B27)華表(鳥居)は、額柄不為ナサズ、貫木を中止ナカドメ、木を以ッテ然シカル也

(B28)第三十一代敏達天皇元年(572年)壬辰(ミズノエタツ)勅ミコトノリシテ、而シテ奉幣、宝祚タカラモドシ延長、天下安全を禱イノリ為スル也。(B29)神宝、神劔、神馬、神銚、進楽、金銀等神官、伶人(楽人)受ウケルコトニヤ共に大禊オオモソギ修オサム也(B30)第三十二代用明天皇二年(586年)丁未ヒノトヒツシ厩戸ウマヤド王子、焉(ココニ)守屋を誅ス。具ツフサニ久沙波豊日別太神に先祈シテ(B31)国人タミに宮殿を造営ツクルを命ズ。心願成就は、之神の約束也、是ヨリ歴代年秋交コモゴモ二十一年新造建ス可(ベシ)と勅ミコトノリする也(B32)第三十三代崇峻天皇元年(587年)戊申、勅ミコトノリして、而シテ奉幣、国を盛に静シズメ定ム、之勅願(天皇の勅令による願い)也(B33)第三十四代推古天皇(592~628年)勅ミコトノリして、而して豊日別太神に祈り、神感甘雨、国土を濡おす。聖徳太子靈文を書し、宝殿に納む。(B34)同十五年(606年)丁卯ヒノトウ、天皇、六十余<sup>カ</sup>、神祇(天の神、地の神)祀マツリテ、(B35)豊前国香春、宇佐、久沙波等に於て祈ル、司使ミツカイ小野妹子、小野妹子者ハ帝城之司使ミツカイとして下向する事を之コレ奉タテマツル。(B36)第三十五代舒明天皇十一年(639年)巳亥七月、草場神宮に修理を加う。(B37)第三十六代皇極天皇三年(644年)甲辰、中臣鎌子連、神祇伯カンツカサのカミを拜シ、六十余<sup>カ</sup>之靈神に祀マツリテ、殊に草場太神に禊ミソギスル也。(B38)第三十八代齐明天皇元年(655年)乙卯、勅ミコトノリシ、而シテ神を拜シ、西海岸阿曇連を使ツカワシ、焉ココニ神祝ノリトを挙アゲル。(B39)同五年(661年)巳未 七月勅ミコトノリシテ、而シテ神殿を修建タツル、阿曇連類ツラ垂タリ、小山、下津野臣ヤツカレ<sup>カ</sup>倭<sup>カ</sup>或アルイハ俱豆磨クツマ。(B40)第三十九代天智天皇七年(668年)戊辰七月、栗前王クリサキノオオキミ<sup>カ</sup>拜筑紫率カミ事始メル先に草場両太神を祭る。(B41)同八年(669年)巳巳正月、蘇我赤兄臣ヤツカレ<sup>カ</sup>以て、筑紫率拜ミテ、二月キサラギ草場太神を祀マツリ、庄園五穀種を供す。此日、大伎楽を奏す。(B42)第四十代天武天皇元年(672年)壬申正月、筑紫太宰栗隈王

当社を祭ル。同六年(677年)丁丑、勅ミコトノリシテ而シテ天社、地社を分カチ神祝  
 ホグ者ハ三分之一、神供を擬マネテ為シ、神主ニ贈ル、諸国統テナーリ、久沙波宮を  
 定メ第三処を供ササゲ也。(B43)同七年(678年)戊寅、天神、地祇を祠り、勅  
 ミコトノリシテ而して天下悉スベカラク之を祓禊ハラキヨメル。(B44)去年コソ當年コトシ大  
 祭依ニヨリテ費ツイエヲ勞イタワル 社官、重祿チョウロクヲ賜タマワリ各差シナ有。同十月  
 筑紫大地震、当社祈イノリ、而シテ神供ジシク、豊前之内六十戸に封ズ、當宮殿ヲ修  
 ヅクロウ。(B45)同十二月癸未 筑紫太宰丹比真人嶋 神宝、金銀、甲冑、幡旗、  
 牛、馬、鶏、犬を納ム。同十三月甲申冬、諸国大地震、男女叫唱コエタチ東西山  
 崩を不知シラス。(B46)河涌ワキ官舎、百姓、倉庫、寺塔、神社破壊ヤブル。六畜  
 多死、温泉天に遡ノボル花畝ハタケ為海ウミトナス。(B47)未曾有之奇妖アヤシキ天地  
 鳴声、音巨鞞オオツツミノ如シ。 天皇国吏クニツカサ勅して、当社祈神託神官神秘  
 果シテ妖奇アヤシキ治マリ静マル。(B48)朱鳥元年(686年)丙戌詔ミコトノリシテ大解  
 除ハライスル矣。国土、安全、宝祚カエスを延長為也。宗成神官之美メデル。(B49)  
 第四十一代持統天皇二年(691年)戊子申告に依ヨリ懸魚サケ於を供グ。 三年  
 (692年)巳丑田中朝臣法曆美詔ミコトノリシテメデル、而して神殿を修造ツクル。(B  
 50)筑紫太宰栗田真人、新宝を納む。以ツテ浮廣肆イチ河内王キミ太宰師ト為ス。  
 千百戸于ココ久沙波宮ニ封ズ。同七年(693年)癸巳勅ミコトノリシテ而シテ祈雨神秘  
 靈雨也。(B51)第四十二代文武天皇、大宝二年(702年)壬寅六十余劬、実枯  
 カワキ橋ワラカルルに因ヨリ飢餓、勅して而して祈り、当社万度祓修ム。【注4】(B52)  
 第四十三代元明天皇四年(710年)辛亥神殿建修タテル。九月遷宮。(B53)第  
 四十五代聖武天皇御宇、天平十六年(744年)甲申 公卿クギョウにて 宇佐宮  
 放生会之式始、勅使今居津草場宮に到り、久沙波草葉神殿に於いて官幣を安  
 ジ、豊日別太神に官幣を与え、合せ祭し、而シテ官幣太神を崇ム。【注5】(B54)  
 宇佐大神宮と號シテ、勅使官幣を上アゲタテマツリ、宇佐宮八十度祭祀者、禁裏  
 礼式、(B55)六年一度行幸会、毎年四度大会、勅使公卿官幣太神、宇佐宮に  
 上アゲタテマツリ、国司勅使を用イ(B56)海上風波難之在アリ、草場太神、守護人  
 藤原備前神・秋満伊賀守・田中右京藤原朝臣・在庁官人、勅使代トシテ定ム、而

シテ下シ置キ放生会、之コノ日、和間浜に至り、官幣太神宝鏡、田川郡採銅所、長光、香春山と名ツク、金銅を以つて鑄ツクルを宮司七月七日七時に先上アゲタテマツリ、官幣太神に高ク奉タテマツリ、(B57)口傳前齊一授相傳秘訣祓祝ハライワイ号す、而シテ宝鏡御正躰、神殿安置、宇佐大会八幡宮宝鏡御正躰一社三三三銅都ト九銅献之重々口傳、宝鏡御正躰神殿安置、唐櫃緒ヲ京都郡岩隈村名族以麻蒨アサレツ製をイチヒ、之恭しく製シ献ササグ。【注6】(B58)官幣神殿東向者ハ宇佐守護之見理也、御神躰南向者ハ神道正理也。(B59)官幣太神、神幸之経路者ハ八月九日草場之社発輿ミコシ、国作御所屋敷処至仮宿カリヤド也。(B60)国作惣社之輩トモガラ、神供シク神溜シントウ神膳シンセンを備ソナウ。同日、徳政邑、若宮、神宿両夜也。神供シク準ソナエル前に細男楽セイノウガクを奏す。

(B61)楽頭、上毛郡黒土村山寄、矢幡氏二人、楽人十二人。(B62)十一日、徳政社を発ち祓川に至イタリ襖ミソギす、神官次官楽頭楽人行キテ口傳有リ。(B63)同日築城郡湊八幡宮に於イテ、仮宿。湊之輩、神供ヲ前日準ソナウ。同日上毛郡山田邑宗像宮亦者マタハ坂上毘沙門辺(アタリ)に仮宿。(B64)山田輩準前神供を備う。同日、下毛郡高瀬邑に神宿、神供前準、音楽ヲ奏ス、細男楽也。(B65)十二日高瀬ヲ発ス。宇佐郡佐野里神宿、神溜、神膳。

(B66)十三日佐野里ヲ発シ、于ココ官幣太神凶土塚キョウシズカに停止ス、而シテ八幡神輿ミコシを窺イ待つ。(B67)而シテ同列班陣、和間浜ニ迎工、幣殿ニ着ク。浮殿頓宮 官幣太神 宝鏡 御正躰 宮司 八幡宮巳午剋二上奉アゲタテマツリ、重々秘訣口傳有。(B68)于(コノ)時、官幣太神ニ祠ミコトノリ并ナラビニ別殿ニ居イル楽頭・楽人、勤ツツシミテ之ヲ供ササグ。

(B69)草場太神土器師今井津市場門前、各二人、之を献ササグ。(B70)于コノ時、天慶第六年(943年)癸卯九月吉日

(B71)最祖牟禰奈理連之九代之嫡孫神官 神式部 少輔大伴宗茂敬記(B72)宇佐宮八幡太神上古自ヨリ帝王一代一度、大神宝勅使、宇佐宮に奉上す。(B73)人皇四十四代元正天皇御宇御神託(B74)養老四歳(720年)宇佐宮、放生会之式於ヲ始ム。勅使豊日別大神宮に御参詣す。(B75)勅使、豊日別大神宮神輿

ミコシ、卯刻御発。幸宮司、神人、採銅所に到り清祠殿の四方四隅に立つ、御銚科者、築城郡 赤幡村 御本山 若林 山麓の筑後堀之内にて八本銚、材木宮前伐取之云々、(B76)八本銚ノ内四本清祠殿四隅二立四本右両山立、長光、金銅以って宝鏡鑄ツクリ奉タテマツル事終テ、宝鏡三殿、神輿ミコシニ乗ノリ奉タテマツリ(B77)豊日別太神草場宮に宝鏡御入り神殿に納ム。真宮前に一授け、相傳アイツタエ、秘訣ノ口傳有り。(B78)四十五代聖武天皇御宇、天平十六年(744年)甲申、公卿放生会勅使、今井津御着船、(B79)草場村豊日別太神宮に御参詣、勅使官幣於ヲ上奏アゲマツリ、宇佐宮に安ヤスソジ、官幣於ヲ豊日別神殿に置く。(B80)勅使、豊日別太神宮宮司、神人、採銅所に到る、長光、宝鏡ヲ鑄ツクリ奉タテマツル事終。草場宮御進発、宝鏡神殿に御入納 (B81)勅使を草場宮御旅館に置、宝鏡御正体を宇佐宮に上奉アゲマツル。

(B82)同四十六代孝謙天皇天下、勝宝二年(751年)藤原清川、大伴古麿、吉備真備、各遣唐使之時当(B83)当宮宇佐放生会、之コレ祈念ス。勅使従三位民部卿和気清麿当宮ニ詣デル。(B84)四十八代称徳天皇御宇、神護元年(767年)十月十八日御神託有、四年一度ハケ社幸行ス。其後経四十七年【注7】(B85)五十代桓武天皇、延暦九年(790年)筑紫飢饉、天皇宇佐宮并ナラビニ官幣宮ニ奉幣ス。(B86)延暦廿三年(804年)山城国葛野郡新都平安城内裏造営或而シテ宇佐宮并官幣宮ニ奉幣ス。(B87)同年最澄法師及藤原葛野麿、菅原清公、朝野鹿取、此等四人共入唐之時、社参し、宇佐香春官幣之三社ヲ祈念ス。(B88)同二十四年(805年)春天皇御脳ヲ宇佐宮、官幣両社御祈願ス。

(B89)同年七月葛野村瀧清公等、最澄法師帰朝、宇佐香春官幣之三社ニ社参ス。(B90)人皇五十二代嵯峨天皇御宇、弘仁二年(811年)神託ニ依リ、再改六年一度行幸会有。(B91)同天皇弘仁十年(819年)夏、旱、天皇勅ミコトノリシテ而して伊勢丹生其外宇佐官幣宮に奉幣して祈り、而シテ雨降ル。(B92)同五十三代淳和天皇、天長元年(824年)九月、官幣宮奉幣、同年神殿ヲ新シク造営ツクル。(B93)同五十四代仁明天皇、承和元年(834年)正月朔日、天皇大極殿於朝拜之時、官幣太神宮、神主左近、神祝カムホグ詞ノリト拳ケ奉タテマツル。(B94)同



五年(838年)三月遣唐使、藤原常嗣、小野篁タカムラ官幣宮神を拜オガム。(B95) 同五十五代文徳天皇、仁寿元年(851年)十一月、大嘗ナメ会時官幣宮之神主神祝カムホギ奉幣ス。(B96) 同五十六代清和天皇、貞観元年(859年)二月、大和国三輪社正一位ヲ授ク。諸国神社、位ヲ授之時(B97)官幣宮 旨規イマシムルノムネ詔ミコトノリニ不洩(モレス)、同年三月、勅使、尋範、宇佐下向し、天皇の即位之賀イウウ也。(B98)官幣宮之同、帝王一代一度之記也。 毎度、和氣氏之勤ム、近代清麿、在庁人、先例ヲ以モッテ此コノ如ゴトシ。(B99)同六十代醍醐天皇、延喜十年(910年)之夏、諸国、大旱官幣宮に奉幣し雨祈アマゴイ。(B100)同六十一代朱雀院 承平二年(932年)十一月大嘗会(B101)勅シテ、而して諸社神宝ヲ奉納ス。官幣宮も之不洩モレス。同天慶三年(940年)正月、諸国神社ニ於イテ、平将門、藤原純友降状之有、御祈、当社神主神氏之勤ム。(B102)同六十二代村上天皇、天曆二年(948年) 諸国大旱、当社於オイテ雨乞、七月至リ大雨降。応和元年(961年)天皇諸国社官幣当社以之準シタガウ。(B103)同六十四代円融院、天禄三年(972年)四月、西宮大臣源高明官幣宮社参シ詠歌ヲ奉納ス。(B104)同六十六代一条院、永延二年(988年)五月、天皇詔ミコトノリシテ而シテ諸国諸社奉幣、当社モ之ニ同シ。(B105)同七十一代後三条院、延長久三年(1071年) 諸社奉幣、官幣宮之洩不。【注8】

(B106)同七十三代堀河院、寛治二年(1088年) 疫癘オコリ当社神主神氏抽丹誠御脳速治オサム。(B107)同七十八代二条院即位、之奉幣。平治元年(1159年)八月勅ミコトノリシテ官幣宮ニ下ル。(B109)同八十二代後鳥羽院元暦元年(1184年)九月先帝宇佐行幸之時勅使立當社神拜(B110)文治元年(1185年)十一月右大将頼朝卿、御下文、豊前国草場并ナラビニ東郷、此外、合百町之田産寄附ス。(B111)同三年(1187)沙門栄西入唐 当社神拜法施ホドコシ大般若経ヲ読誦ス。(B112)同八十三代土御門院 正治元年(1199年) 沙門俊蒞入唐、当社ニ於オイテ大般若経ヲ読誦ス。

(B113)同八十四代順徳院即位、建暦元年(1211年)十一月、当社奉幣之勅使 (B114)同二年(1212年)二月、沙門俊蒞 帰朝之時、再当社ニ参籠修法

本地供ササグ。(B115) 同八十五代後堀川院、貞応元年(1222年)七月即位、当社奉幣勅使、勅書下賜(B116) 同八十六代四条天福元年(1233年)十月神主奉幣勤仕、嘉禎元年四月、禅宗円幽入唐、当社ニ於テ前途渡海陸福祈念ス。

(B117) 同八十八代後深草院、即位宝治二年(1248年)正月当社奉幣 正元元年(1259年) 諸国、大疫ニテ饑ウエル、死人多(シビトオオン)、(B118) 十五年(1260年) 之コレ児コを食クラウ人(ヤカラ) 依此コレニヨリテ、大災を鎌倉殿下が知り、御教書有、当社、奉幣祈念スル事、之コレ御沙汰す。【注9】

(B119) 同八十九代龜山院、文応元年(1260年)十一月、即位慶賀奉幣、当社神拜之修(B120) 同九十代後宇多院即位、建治元年(1275年)三月賀奉幣、当社神主之勤(B121) 弘安三年(1280年) 大元蒙古日本襲来。同四年(1281年) 蒙古大将、阿刺于アラカン、范文虎ハンブソコ、忻都、洪茶丘、四人(B122) 七月平壺嶋着船此時、当社に於いて敵退散、之御祈念有り、朔日大戦、神力、賊船ヲ被威オソレサス。(B123) 博多海上於いて、八百嶋、賊徒皆亡ブ、神力を以つて官幣宮於いて祈念す。神主之を修む。(B124) 同九十一代伏見院即位、正応元年(1288年十月) 之を賀して奉幣す。神主之を修む。(B125) 同九十二代後伏見院即位奉幣す。正安三年(1301年)七月神主之を修む。

(B126) 同九十四代花園院即位、延慶元年(1308年)十一月、之を賀して奉幣す。当社に於いて神主神コウ氏之を修む。

【注0】以の本字。【注1】黄葉の葉は王倫の葉。【注2】橋禾(クワ)と訓じているところあり。【注3】粘り気のない稲(うるち米)【注4】橋(ワラ)となっているが、稿(ワラ)?【注5】公卿は従三位以上。【注6】麻蒨製：麻製ほうき、邪気を祓う。【注7】参考：宇佐八幡宮神託事件は、神護景雲3年(769年)【注8】延久か?【注9】正元は2年まで。宝治十五年の意味か?【注10】

【任那】四～六世紀頃、朝鮮半島の南部にあった国。加羅の諸小国の連合国家で、任那加羅(金官)ともいい、四世紀後半に大和朝廷の支配下に入り、日本書紀によれば、日本府という軍政府を置いたというが、これについては定説がない。やがて北の高句麗や東の新羅に圧迫され、五六二年滅亡。加羅。伽耶。

にんな。

## 縁起の解説

豊日別宮は、欽明天皇の詔勅によって創建され、同宮の初代の神官は、大連・大伴金村の孫、神牟禰奈理が任命されたと豊日別宮古文書に記されている。天皇は、記紀では第二九代の天皇。名は天国排開広庭（アメクニオシハラキヒロニワ）、継体天皇の第四皇子。即位は539年（一説に531年）という（在位539-571）。紀によれば天皇の13年（552年）（上宮聖徳法王帝説によれば538年）、百済の聖明王が使を遣わして仏典・仏像を献じ、わが国の朝廷に初めて仏教が渡来（仏教の公伝）。

欽明天皇は、任那が新羅に併呑され滅亡した562年に日本書紀、欽明天皇23年条に新羅を非難する声明文を残している。「23年（欽明天皇）の春正月に、新羅、任那の官家を打ち滅ぼしつ。一本に云はく、21年に任那滅ぶといふ。総ては任那と言ひ、別ては加羅国、安羅国、斯二岐国、多羅国、卒麻国、古嵯国、子他国、散半下国、乞食国、稔禮国と言ふ。合わせて十国なり。夏六月に、詔して曰はく、『新羅は西羌（にしひなの）の少しき醜（いや）しきくになり。天に逆（さからひ）て無状（あじきな）し。我が恩義（めぐみのことわり）に違ひて、我が官家を破る。我が黎民（おおみたから）を毒（おや）し害（やぶ）り、我が郡縣（くにこほり）を誅（ほろぼ）し残（そこな）う。』（中略）蕃堀（かくれまがき）の任（よさし）に当たりて、頂（いただき）のうえ）を摩（なで）て、踵（きびす）に至る恩あり。世、前の朝の徳を受けて、身、後の代の位に当たる。而るを膽（い）を瀝（した）てて腸（おもい）を抽（ぬ）き、共に麩（かだましく）逆を誅して、天地の痛酷（いたみごと）を雪（きよ）め、君父（きみかぞ）の仇讎（あた）を報ゆること能はずは、死るとも臣子の道の成らざることを恨むること有らむ』とのたまふ。[ 2 ]」

欽明天皇は、任那の仇を「君父の仇讎」と表現していることから判るように、

欽明天皇自身の本貫は任那である。任那、即ち、伽耶六国の中心地であり聖地は、金官伽耶の首露王が降誕したと伝えられる亀旨峰 kujibong であり、亀旨 kuji である。

### 謎その1、サルタヒコ

サルタヒコ(猿田彦、佐留多毘古)は、広辞苑によると、「記紀神話の国つ神の一。瓊瓊杵尊(ニニギノミコト)降臨の際、先頭に立って道案内し、のち伊勢国五十鈴(イスズ)川上に鎮座したという。容貌魁偉で鼻長七咫(アタ)身長七尺余と伝える。日本書紀には、これを俳優または衢(チマタ)の神とした。中世に至り、庚申の日はこの神を祀り、また、道祖神と結びつけた。」となっている。しかし、これでは、筆者の豊日別宮古文書の内容の理解には役立たない。

(B9) 行の「猿田彦は天照大神の分神也」の記述は、これまで聞いたことのない、極めてユニークな表現である。そこで、サルタヒコ(猿田彦、佐留多毘古)の意味を考えてみた。韓音では、「さる」の音は、「ssal」と「sal」がある。「ssal」は、「米、玄米」の意味がある。従って、「猿田」は「米田」と書ける。「猿田」を音読みして「weonjeon」と読めば、「原典」や「元田(田の原簿)」と同音である。「佐留多」は「米が多い、良く実る」の意味にとれる。一方、「sal」は、「salda」と動詞で使い、「生存する、生活する、住む」等の意味がある。

また、「saluda」は「燃やす、箕でふるい分ける」等の意である。次に、ヒコ(彦、毘古)について考える。広辞苑によれば、ヒコ「彦」は、「日子の意、男子の美称。記上『天若日子(アメワカヒコ)』 姫(ヒメ)」とある。

筆者の調査によると、「榎子」は、日音で「ひし」、韓音では「bija」と読み、「かやの実」のことであるが、「子」を「ko」と読めば、「榎子」は「hiko(ひこ)」と読み、その意味は、「伽耶の子供(子孫)」である。従って、サルタヒコは、「原簿にある『伽耶の子供(子孫)』」、「現在に生きている伽耶の子孫」や「選ばれた伽耶の子孫」の意味に解釈可能である。

古文書の(B9)に「それ、サルタヒコは、天照大神の分神也。」と明確に

書いてあるので、サルタヒコは書紀に書かれてある様な「道祖神」ではなく「同祖神」ということになる。

## 謎その2、皆見川

(1) 読めない漢字「皆」

(B18) 豊日別宮或アルイハ左留多比古社、沙伊和井サイワイ宮 昔年ムカシ左留多サルタの神、水を祓ハラキヨメテ伊良和羅山に立ち、溪水を見て其流末を指して尋ね、川を祓川と名付け、此の川其の水深カラズ、小流浅水を以って浅見川と名付けた処、その日、河を見るに、東に曙。以ッテその河を朝見川アサミカワ、皆見川アザミカワと名付く。

(B18)をそのまま解釈すれば、その内容は、京都ミヤコ郡の山、川、地名の語源に関する物語と読める。伊良和羅は、現存する伊良原と言う地名と一致し、祓川という地名や川の名前も現存する。皆見アザミは、町名(〒824 0102 福岡県京都郡みやこ町)に現存している。要は、朝(アサ)の読みのサに濁点を付けて皆(アザ)に変化させたということだけであれば、中味の無い記述に過ぎない。漢字辞典には、「皆」の「アザ」の読みは記載されてない極めて特殊な読み方であるにも関わらず、説明不足な内容と言わざるを得ない。

一方、キーワードである「伊良和羅」を漢韓大辞典を用いて意味を調べてみると、「伊良」は、韓音で「iyang」と読み、「移譲」と同音である。「和羅」を考察する場合、サルタヒコの所で検討したように、サルタヒコは「由緒正しい伽耶(加羅)の子孫」であることを既に証明してあるので、この事実から「加羅」と「和羅」の関係が気になる[3]

古事記には、海の彼方から来た「倭男具那の命」[4] 日本書紀には「大和童男(鳥具奈:をぐな)」とあり[5] 二人の「おぐな」が記述されている。これを整理すると、朝鮮半島の任那の「おぐな」と大和の「おぐな」ということになる。即ち、半島に住む「おぐな」の地、任那は「加羅」と呼んでいるので、大和に住む「おぐな」の地は、「和羅」と表現できる。従って、「伊良和羅」

は、「サルタの神は、和羅を移譲する」と解釈できる。(B18)は、山と川の話として組み立てられているので、山の名前「伊良和羅」に別の意味が込められているとすれば、(B18)を全体的に再検討する必要がある。

祓川は、福岡県行橋市に現存する川の名前である。祓川は、韓音では bulchoen、「不遷」と同音異字であるので、祓川 = bulchoen = 不遷と表現できる。熟語では「不遷位(bulchoen-wi)」と用いる用法がある。「不遷位」は、「不遷之位(bulchoen-jiwi)」の省略形で「おおきな功績により、永遠に祠堂に祀ることが許された神位」のことである[7]。日音では、「左留多の神が伊良和羅山に立ち、溪水を祓い清めたので、祓川と名付けた」と文字通り解釈してきたが、「不遷位(bulchoen-wi)」をとれば、「継体天皇の選出に大きな功績を残した、豊日別宮の初代の神官、神 牟禰奈里の祖父、大連・大伴金村」を表現していることが確認でき、「沙伊和井社は、大連・大伴金村を祭神としてお祀りする宮であり、その使命も永遠に引き継がれている」ということを表現している。

また、「祓水立伊良和羅山」に於いて、山 yama は、韓音で陽炎と同音異字である。広辞苑によると、「仏教では、摩利支天(梵語 Marici)のことで、常にその形を隠し、障難を除き、利益を与えるという天部。もとヒンズー教で、日月の光や陽炎を神格化したもので、日本では、武士の守り本尊とされた。」と書かれており、「伊良和羅の陽炎が立つ水を祓い清めて」と読み下すことができる。「伊良和羅」は、「和羅を移譲する」ということであり、摩利支天は、仏の守り神で、この大事業の実現に、表面に出ることなく影で貢献した沙伊和井宮の「不遷之位」の祭神となっている大伴金村のことを表現していると考えられる。

「水上」は susang と読み、「手上」と同音で、「遜位(sonwi)：王が位を譲ること」の意味がある。これは、「伊良和羅」の「伊良 = 移譲」の解釈と共通点がある。また、(B18)の「溪水を見て其流末を指して尋ね」に於いて、「溪水」の韓音は、gye-su と読み、「継受(引き継ぐ)」と同音であることから、「皇位を加羅から和羅に引き継ぐことの行く末を尋ねた」の意味になる。豊日別宮

の関係者で、「乙巳の変(645年)」に関与した人物として、当宮の神官・中臣鎌子の名を上げることができるので、「伊良和羅」とは、具体的に「サルタの神が、皇位を蘇我入鹿から和羅の中大兄(後の天智天皇)に移譲した」と読める。

「深」は、kipdaで「深い」の他に、「考え方が、浅はかでない、軽率でない」の意味がある。また、kuju oe-i ddang(九州外衣の領地、地方)の意味もある。九州の原意は、「古代中国が全土を九に分けた区分、新羅が三国統一の後に分けた区分」の名称である。

## (2) 皆見川を「あざみがわ」と読む理由

「皆」は、漢字辞典には、「あざ」の読みは記載されてない。日音では「皆」の読みは、「si」であり、「aza」とは読めないが、韓音では「ja」と読み、「字」と同音である。「字」は、日音で「aza」と読み、「皆」=「ja」=「字」=「aza」が成立するので、「皆」を「aza」と読み、「皆見川」は、「あざみがわ」と読める。「皆」の意味は、日音で「咎める」、韓音でも「欠点ある」、「大声で叱る」、「瑕疵がある」などの他、「nayak」で「弱い光」、「yak hada」で「約束する」の意味もある。日音でも「朝」とか「曙」には「希望」や「明るい未来」の意味がある。

従って、(B18)は、「昔、サルタの神が和羅への皇位移譲の陽炎(守り神)の立つ水(血統)を被い清めて、皇位継受の流れ行く末を指さして尋ね、川(大伴金村)を被川(不遷位)と命名した。この不遷位の嫡流は、小さな流れ故に、皇位の遜位は、思慮が浅く見えたので浅見川と名付けたところ、その朝、河の東に曙が見えたので、やがて朝(朝見川)が来る、明るい兆しが、約束(皆見川)されている。」と読める。川と水は、大伴金村の嫡流(血統や血筋)を表現している。

また、被川と皆見川は、同じ河川(嫡流)で、前者が上流で、後者が下流のことであるから更に検討した。「子」の韓音も「ja」であるから「皆」=「ja」=

「子」＝「字」が成立する。韓音の「子(ja)」は、日音と同じ「子」の意味の他に、「男子の美称」や「聖人の道を伝えるか、一家の学説を立てた人。また、その著述。」の意味が記載されている。そこで、皆見川の「皆」を「子」と置き換えると、「子見川」と書くことができる。皆見川は、日音では「しみかわ」と読めるので、「子見川」と同音となる。「子」は、「不遷位」である「沙伊和井宮の祭神」となっている、聖人(大伴金村)の功績を讃え伝える孫の「神牟禰奈里」の意味かもしれない。また、「子見」を単純に解釈して、「神牟禰奈里以降の子孫を見ることができる」即ち、「沙伊和井宮は、子々孫々まで繁栄する」と解釈しても違和感はない。

### (3) 沙伊和井宮とは何か

「沙伊和井宮」の「沙伊和井」を「サイワイ」と読んで「幸」の字を当てて日音で解釈している点について検証した。「沙伊」は、日音でも、韓音でも sai と読める。日音では、ワ行にア行の「い」の類似音「ゐ」があったが、現代語では区別できなくなった。韓音で sai は「間」の意味である。「和」は、日音では「wa」、韓音では、「hwa」で類似音である。和人、和製の用法がある通り、日本人、日本製の意味である。最後に残った「井」は、日音では、「i」であるが、韓音では「jeong」あり、「i」とは発音しない。韓音の「井」は、井戸の意味もあるが、日音の「市井」の意味や「村」の意味である。井を jeong と読めば「正」と同音で、「沙伊和井」は「間和正」の漢字を当てはめることができ、「二者間の和を正す」と読める。

また、「沙伊」を韓音の sawi と読めば、これに該当する漢字として、「嗣位」が抽出できる。「嗣位」は、「王位を継ぐ」の意味である。従って、「沙伊和井」に「嗣位和正」を当てれば、「王位を継ぐ 和人を正す」と読める。また、井に「市井」や「村」等の集団を表す用語を当てれば、「嗣位和井」は「王位を継ぐ倭人の集団」と解釈可能である。一方、「和井」の「井」は、万葉仮名では、ワ行の「ゐ」であるから、「hwawi」と読め「和議」が抽出できる。これ



を採用すると「沙伊和井」は、韓音の「嗣位和議 (sawihwawi)」が復元でき、「話し合いによって王位を継ぐこと」の意味となる。同音異字を表1にまとめて示した。

(B18)で記述されている「豊日別宮あるいは左留多比古社、沙伊和井宮」に於いて、設立当初は、「沙伊和井」が「嗣位和議」(sawihwawi)と正しく伝えられていたと思われるが、倭地では、時代の経過と共に、ワ行の音がア行の音と区別されなくなり、原音と意味が解らなくなり、「嗣位和議」「沙位和井」「沙伊和井」「幸」と変化し簡略化され、原意が全く解らなくなると推理される。

これまで、「豊日別宮、左留多比古社、沙伊和井宮」の関係が今一つはっきりしなかったが、(B11)を(B11')「公、『嗣位和議社』を建てるを、久沙波を以って社磚(社殿)を供ぐ為、(以下略)」と読めば、「久沙波にできる『豊日別宮あるいは、左留多比古社』の社殿を「嗣位和議」の機能に捧げよ」と取れる。

一方、(B18)の記述に該当するような、歴史的な事実が、存在するかどうか検討してみたい。即ち、解り易くすると、「サルタの神が、皇位を和羅に移譲する事件が実在したか」ということである。

中大兄と中臣鎌子が活躍した、乙巳の変で、蘇我家の入鹿が暗殺された時に、入鹿の父、蝦夷が天皇記・国記・珍寶を焼いた。その時、「国記」だけは「船史恵尺によって、焼却を免れ、中大兄の手に渡った。」と書紀に記述されている〔6〕

書紀が記述している事実は、王権の実権が、蘇我家にあったことを証明している。とすれば、皇統が断絶する一大危機であるから、「沙伊和井宮」システムの出番である。

朝鮮半島の任那には、大加羅(大伽耶)や小加羅(小伽耶)等の国が存在した。この内、小伽耶は、韓音で「sok(g)aya」と発音する。小伽耶の中心地は固城(koseong)、古くは、古嵯(kocha)、久差(kucha)等と呼ばれた。これに漢

表1、 同音異字のまとめ

日音	漢字	韓音	同音異字	意味
やま	山	yama	陽炎	摩利支天(梵語 Marici)のことで、常にその形を隠し、障難を除き、利益を与えるという天部。
いら	伊良	iyang	移讓	和羅に皇位を讓る
わら	和羅	wara	大和	倭の絹を着た皇族
いらはら	伊良和羅	iyanhwara	伊良原	京都府に実在する山及び村の名前
から	加羅	kara	任那	任那加羅とも言う。
けいすい	涇水	gye-su	継受	皇位を受け継ぐ
すいじょう	水上	susang	手上	遜位と同意。皇位を讓ること。
はらいかわ	被川	bulchoen	不遷	移り変わらぬこと。
ふせんい		bulchoen-wi	不遷位	不遷之位の省略形
ふせんの位		buchoen-jiwi	不遷之位	大きな功績により、永遠に祠堂に祀ることが許された神位、継体天皇の擁立に功績があった大連・大伴金村の事
うみとんぐう	海頓宮	hetongung	海豚宮	浮殿頓宮のこと。イルカ宮の意味。
わま	和間	hwasawi	和嗣位	大和の皇位
はま	浜	hama	下馬	馬から下りて敬意を表す。
なり	也	imida		自動詞。です。
なり	奈理	nari	様	尊崇の敬語
なり	奈利	nari	様	尊崇の敬語
nina	蜷			宇佐放生会で放流
ninna	任那			蜷(nina)は任那(ninna)の象徴
そがや	蘇我家	sokaya	小伽耶	任那の一国
さいわい	沙伊和井	sawihwawi	嗣位和議	話し合いに依って皇位を決める。
さいわい	幸		沙伊和井	
し	皆	ja	字	皆 = ja = 字 = aza
し	皆	ja	子	皆 = ja = 子 = si
あざみ	皆見	jahyon	字見	京都府豊津町に実在する町名
しみ	子見	jahyon	皆見	不遷之位の大伴金村を仰ぎ見る。
しみ	子見	jahyon	皆見	沙伊和井宮は、子々孫々まで栄える。
くらさく	鞍作	anjaku	膺作	韓人、鞍作臣を殺しつ(書紀)

字を当てれば蘇我家と表記できるので、蘇我家一族が任那の小加羅（小伽耶）の出身である可能性が推理できる。

乙巳の変では、豊日別宮の神官であった中臣鎌子の活躍が書紀に力強く記録されている。また、(B37)の「第三十六代皇極天皇三年(644年)甲辰、中臣鎌子連、神祇伯カンツカサのカミを拝シ、六十余劬之靈神に祀マツリテ、殊に草場太神に禊ミソギスル也」との記述は、「乙巳の変(645年)」の1年前で、「韓人、鞍作臣を殺しつ。」という書紀の記事の謎解きに繋がる貴重なもので、極めて、興味深い[6]。「鞍作」では意味不明だが、「贗作」の韓音「anjak」と一致し、「鞍作」=「贗作」で、「にせもの」の意味で、「鞍作は、贗作である」と読める。豊日別古文書では、後述する様に、宇佐放生会の会場の名前から、霊を慰める対象者として「蘇我入鹿」が浮かび上がり、「入鹿」が「臣」というのは、作り話で、実は天皇であったということになる。乙巳(いっし)の変で滅ぼされた蘇我入鹿の事が、この時期にわが国を訪問した隋の使者・裴世清が報告した隋書には記述されていないというのが、わが国の歴史書では定説となっている[8]この倭国伝には、「名太子為利歌彌多弗利」と書かれている。筆者は、これを「太子を為利歌と名づく、彌(はなはだ)弗利(むり、ふり)多し」と読み下すことが出来、「為利歌」は「いりか(入鹿)」と読めることを指摘した[9]この事実と、(B18)で記述されている内容の辻褃が合う。この様に推理してくると、皇位の和羅への移譲とは、蘇我一族から中大兄(後の天智天皇)へ移った事実を指すことになる。加えて、鎌子が644年に神祇伯を拝受していたとすれば、通説である持統天皇4年(692)が初例とされる中臣大嶋よりも半世紀前に神祇伯を拝命したことになり、最古の例となる。

ただ、「沙伊和井」の本義は「話し合いによって王位を継ぐこと(嗣位和議)」であることから、鎌子が入鹿を暴力的に暗殺したことに関与した事に対する、悔い改めが「沙伊和井宮」にあったと見え、(B18)の最後に現れる、皆見川の「皆」に表現されているのかもしれない。「皆」には、せめる、欠点、弱み、間違い、瑕疵等の意味もある。

### 謎その3

#### (1) 宇佐放生会

豊日別宮古文書の(B74)から(B77)に養老四歳(720年)に宇佐宮の放生会が始まったことが書かれている。勅使は、先ず、豊日別大神宮に御参詣する。その後、卯刻(午前5~7時)に、勅使と豊日別大神宮神輿が出発し、幸(沙伊和井)宮司と神人が採銅所香春山に到着し、長光が金銅で製造した宝鏡を香春山三殿に神輿に載せて運び、豊日別太神草場宮の神殿に納めた。養老四歳(720年)の放生会は、公卿放生会との記述がないが、前述した「幸(嗣位和議)宮司」が関与していることが分かる。

一方、(B53)によれば、天平十六年(744年)に行われた放生会は、従三位以上の公卿が関わる宇佐宮放生会であることが明記されており、派遣された勅使は、先ず、久沙波神殿に於いて官幣を安んじ、豊日別太神に官幣を与え、合せ祭して、官幣太神を崇めたことを記述してある。

また、放生会の経路と日程については、(B59)以下に記述がある。(B59)官幣太神の神幸の経路は、八月九日に草場之社発の輿で仮宿の国作御所屋敷に到る。(B60)国作惣社の人々が、神供、神滔、及び神膳を提供した。同日、徳政邑若宮にて二泊した。神供を備える前に細男楽を演奏した。(B62)十一日、徳政社を発ち祓川に着いた。(B63)同日、築城郡湊八幡宮に於いて仮宿。湊の人々が、神供を前日に準備した。同日上毛郡山田邑宗像宮又は坂上毘沙門あたりに仮宿。(B64)山田の人々が前もって神供を備えた。同日、下毛郡高瀬邑に神宿、神供を備える前に、細男楽を演奏した。(B65)十二日高瀬を出発し、宇佐郡佐野里にて神宿、神滔、神膳を賜った。(B66)十三日佐野里を発し、官幣太神は、凶土塚(凶首塚)に停止し、八幡神輿を窺い待つ。(B67)而して同列班陣、和間浜に迎え、幣殿に着く。浮殿頓宮、官幣太神、宝鏡、御正躰、宮司、八幡宮、巳午剋に上奉アゲタテマツリ、重々秘訣口傳有。(B68)于(コノ)時、官幣太神に祠ミコトノリ并ナラビニ別殿に居る楽頭・楽人、勤ツツシミテ之ヲ供ササグ。

## (2) 宇佐放生会の通説

宇佐宮の放生会は、日本における放生会の起源とされ、その内容はいくつかの点で独特である。通常は魚や鳥が使われるが、宇佐宮の放生会で放されるのは蜷(巻貝)である。宇佐宮の放生会で蜷が用いられている理由は不明とされている。

養老4年(720)大隅・日向の隼人が、朝廷に反乱を起こした。朝廷は勅使を宇佐(小山田社)に派遣し、戦勝を祈願させた。この時、八幡神が自ら遠征するという託宣が下った。大神諸男は八幡神がかつて修行したという、下毛郡野仲郷大貞の三角池(中津市・薦神社)に行き、そこに生えていたマコモで枕を作り、八幡神の御神体とした。それを乗せる御輿は豊前守宇努首男人が造った。神軍の中には僧侶の法蓮なども従い、大隅・日向両国へと向かった。隼人は7カ所の城にたてこもり、激しく抵抗した。しかし、傀儡子の舞を演じる事によって、隼人がそのおもしろさに誘われて城を出てきたところを攻め、降伏させた。隼人の首百個は宇佐に持ち帰り、松隈の凶土墓(現在の凶塚古墳)に埋められた。宇佐神宮庁ホームページに「神亀元年(724)『隼人の霊を慰めるため放生会をすべし』との託宣があり、天平16年(744)八幡神は和間(わま)の浜に行幸され、蜷(にな)や貝を海に放つ『放生会』の祭典がとり行われた。」とあり、その後、宇佐地方に病気が流行ったこともあり、仏教の力を借りて、隼人の霊をなぐさめる放生会を行うことになった。八月十四日に八幡神は和間の頓宮に向かい、翌日浮殿に遷り、古表社・古要社による細男舞や神相撲が奉納され、法要供養の中、蜷を海に放流して隼人の霊をなぐさめ、宇佐宮へ戻った。上記の記述から、豊日別宮古文書に記述されている養老4年(720)の放生会は、『隼人の霊を慰めるための放生会』ではなかったということになる。

## (3) 八幡神輿を窺い待

豊日別宮古文書の(B66)～(B67)によれば、放生会の経路について、以

下の記述があり、図1に示した。

「十三日佐野里を発し、官幣太神は、凶土塚(凶首塚)に停止し、八幡神輿を窺い待つ。この後、同列班陣を和間浜に迎え、幣殿に着く。」と記述されている。官幣太神とは、豊日別宮神輿のことで、八幡神輿とは、宇佐八幡神輿の事と解される。即ち、豊日別宮神輿は、凶土塚に停止し、八幡神輿を窺い待ち、その後、宇佐八幡宮神輿の一行を和間浜に迎える。豊日別宮神輿が凶土塚に停止したのは、宇佐八幡神輿の一行を和間浜に迎えるための、出迎いで、凶土塚で祭祀を行うことではなかったことが分かる。そして、宝鏡を宇佐宮の前を素通りして和間の浜に運び浮殿頓宮に奉納している。この記述から、和間の浜での祭祀の主催は、豊日別宮官幣太神と受け取れる。「八幡神輿を窺い待」の「窺う」には、「気づかれないように物陰やすきまから様子をみる。相手の反応を気にして様子をみる。機会の来るのをじっと待つ。」等の意味がある。従って、この表現は、宇佐宮神輿が凶土塚で行う一連の祭祀が終了するまで、豊日別宮神輿がその機会の来るのをじっと様子を見ながら待つと言う意味に理解される。この事実から、宇佐宮の放生会の目的は、「隼人の乱で処刑された戦士を霊を慰めるためである」との従来の説は納得できるが、豊日別宮の放生会の目的は、別にある事を示唆している。

#### (4) 任那(にんな)と蜷(にな)

豊日別古文書の(B67)の記述から「和間の浜」について研究してみたい。「和間浜」は、日音では「わまのはま」と読んでいるが、韓音では、「hwa sai hama」と読むことができる。「hwa」は、「和や倭」の意味で、「sai」には「嗣位」を、「hama」には「下馬」を当てることができ、「馬からおりること。貴人の門前、または貴人に会った時、あるいは、社寺の境内などで、敬意を表して馬からおりること。」の意味である。これらの意味を総合すると、既述したように、豊日別宮の「沙伊和井(嗣位和議)宮」としての働きとして、和羅に皇位を移譲した結果、誕生した倭の天皇(天智天皇以降)に対し、敬意を払い、



図1、宇佐放生会の田川郡採銅所から和間浜の道順

かつ恭順の意を示すことを意味している。

(B67)の「幣殿」とは、神に奉げものをする建物。「浮殿」は、「死者の霊が成仏する様に仏を安置する建物」の意味である。また、「頓宮」は、「仮の宮殿」の意味で、「和間の浜」に設営された浮殿頓宮は、放生会で蜷を放流するために海上に設営されているので、海(上)頓宮である。以上が(B67)の文字通りの文意である。

しかし、海頓宮の韓音は、「He ton gung」であり、「海豚宮」と同音である。韓音の「海豚(He ton)」は、「イルカ」のことであるから、「海豚宮」は、「イルカの宮」の意味となる。即ち、和間の浜に設営された浮殿頓宮は、「入鹿の宮」の意味と解される。頓宮は、本来、天皇行幸の時の仮の宮居の意味である。

「和間浜」での放生会で蜷(にな)を使用しているのは、加羅から和羅に皇位を移譲の過程で、暗殺された蘇我入鹿の霊を弔う意味である。その理由は、

前述したように、蘇我家は、任那の小伽耶 (Sogaya) が本貫と思われ、放生会で放される蜷(にな:nina)は、任那(みまな)の別の読み「にんな:ninna」と近似音で子音「n」がひとつ多いだけである。(次号に続く)

## 中間のまとめ

文節(B18)「昔年左留多神、菰水立伊良和羅山、見溪水尋其流末指川名菰川、此川不深見其水上、以小流浅水名処浅見川、其日、東曙見河、以河號朝見川・皆見川。」は、58文字の短い漢文で、日音で読めば、地域の山と川の描写に過ぎないが、韓音で読むと古代の皇位の移譲と継受に関わる歴史が記述されていること、(B66)から(B67)に皇位移譲に伴い犠牲となった天皇・蘇我入鹿とその慰霊の儀式で、我が国で最初に実施された放生会のことが記述されていることは特筆すべきである。古文書の著者は、漢・日・韓のトリリンガルの素養が確認でき、一つの漢文で、日音と韓音で全く異なる意味を持たせた作文能力は本物である。

## [参考文献]

- 1、中村天邨、宇佐宮行幸会に関する行橋市草場郷神社古文書、行橋市教育委員会(1973)。
- 2、坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野 晋 校注 日本書紀卷第十九、欽明天皇二十三年六月条、pp120 121、日本書紀(下)、岩波書店(1994)。
- 3、東亜漢韓大辭典、任 昌淳、李 家源、權 五惇 監修、東亜出版社(韓国)(1996)。
- 4、荻原浅男 校注・訳、古事記、景行天皇、p208、日本古典文学全集、小学館(1973)。
- 5、坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野 晋 校注 日本書紀神代(上) 一書第6、pp128 131、岩波書店(1994)。
- 6、坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野 晋 校注 日本書紀卷第二十四、皇極天皇四年六月条、日本書紀(下)、p264、岩波書店(1994)。



- 7、朝鮮語大辞典(上・下巻)大阪外国語大学朝鮮語研究室編、角川書店(1986)。
- 8、石原道博訳『新訂魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝・中国正史日本伝(1)』、岩波書店(1951)。
- 9、橋本昭雄、隋書の謎を解く(上)、西日本文化、382、pp22-26(2002)。

# The Study on Ancient Manuscript of Toyohiwake shrine and the Kingmaker of Toyo no kuni country in Kyushu, Japan (1).

Akio Hashimoto

## Abstract

This paper deals with the history and activities of the shrines having three names, such as Toyohiwake, Salutahiko and Saiwai shrines, according to the Toyohiwake Ancient Manuscript. This paper is written, especially focused on the activities of the shrines and Usa Hojyoue, and also the reason why mash shell has been released in the Usa Hojyoue ritual and who is the object of the Hojyoue service are discussed.

We obtained the results that the activity of Saiwai shrine is written in Korean sound and also it is the reason why we can read 皆見川 as azami river in Japanese sound as follows; The pronunciation of 皆 is “ja” in Korean sound and it is the same sound of 字 that enable us to read it as “aza” in Japanese sound. It is able to show simply by the equation of 「皆」 = 「ja」 = 「字」 = 「aza」. And also the Usa Hojyoue service performed on a floating pavilion (浮殿) of the tentative palace (Tongu:頓宮) built in the Wama beach. Floating Tongu (浮殿頓宮) on the sea means Sea Tongu. Sea Tongu can write using Chinese Character as 海頓宮, which is the same sound as 海豚宮 that is able to read as Heton gung in Korean sound and Kaitongu or Iruka-gu in Japanese sound. Heton gung or Iruka-gu is the Palace of Dolphin.